

教育訓練給付				
名称	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練	
定義	「一般教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練(特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練を除く)をいう。	「特定一般教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練(専門実践教育訓練を除く)をいう。	「専門実践教育訓練」とは、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。	
支給要件	次の①～④に該当するときに支給される ①大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したこと ②指定教育訓練実施者により修了したことの証明(一般教育訓練修了証明書又は特定一般教育訓練修了証明書)がされていること ③支給要件期間が3年以上であること(基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、1年以上とされる) ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日(基準日)に一般被保険者又は高年齢被保険者である者 (b)基準日が直前の一般(又は高年齢)被保険者でなくなった日から1年以内にあるもの	次の①～④に該当するときに支給される ①大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了したこと(専門実践教育訓練を受けている者を含む) ②指定教育訓練実施者により次のいずれかの証明がされていること (a)訓練が修了した者:修了したことの証明(専門実践教育訓練修了証明書) (b)訓練を受けている者:支給単位期間ごとに当該専門実践教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることの証明(受講証明書) ③支給要件期間が3年以上であること(基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に対する支給要件期間は、当分の間、2年以上とされる) ④次の(a)(b)のいずれかに該当する者であること (a)教育訓練を開始した日(基準日)に一般被保険者又は高年齢被保険者である者 (b)基準日が直前の一般被保険者(又は高年齢)でなくなった日から1年以内にあるもの	次の①～⑥に該当するものが、専門実践教育訓練を受けている日(当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る)のうち失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る)について支給される ①一般被保険者であった者であって、専門実践教育訓練に係る基準日が直前の一般被保険者でなくなった日から1年以内にあるもの ②基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがない者 ③基準日前に教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者 ④専門実践教育訓練の修了が見込まれない者(その他大臣が定める者)でないこと ⑤令和7年3月31日以前に専門実践教育訓練を開始したもの ⑥専門実践該教育訓練を開始した日(基準日)における年齢が45歳未満であるもの	
支給額	一般教育訓練を受け、修了した者 → 教育訓練の受講のために支払った額 × 100分の20 (上限10万円)	特定一般教育訓練を受け、修了した者 → 教育訓練の受講のために支払った額 × 100分の40 (上限20万円)	(1)専門実践教育訓練を受け、修了した者(受けている者を含む)(2)以外の者 → 教育訓練の受講のために支払った額 × 100分の50 (上限120万円) ※連続した2支給単位期間(原則1年)ごとに支給する額は、40万円が上限	1支給単位期間(原則2ヶ月)について 基本手当日額 × 100分の80 × 支給日数
給付制限	以下のときは、教育訓練給付金は支給されない ・4,000円を超えないとき ・基準日前3年以内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるとき	(参考) 「教育訓練の受講のために支払った額」の対象となる費用の範囲は次のとおり。 ①入學料及び受講料(短期訓練受講費の支給を受けているものを除く)※ ②一般教育訓練の受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用(上限2万円) ※一般教育訓練に係る受講料については、訓練期間が1年を超えるときは、1年を超える部分の受講料は除かれる(専門実践教育訓練に係る受講料については、1年以内に限定されない)	(2)専門実践教育訓練を受け、修了し、資格の取得等をし、かつ、1年以内に雇用された者(雇用されている者で、修了した日の翌日から起算して1年以内に資格の取得等をしたものを含む) → 教育訓練の受講のために支払った額 × 100分の70 (上限168万円) ※連続した2支給単位期間(1年)ごとに支給する額は、56万円が上限	(参考) ・教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の受給資格者が当該専門実践教育訓練を修了の見込みを持って適切に受講している期間のうち失業している期間について支給する ・支給日数とは、失業の認定を受ける支給単位期間において、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数という
支給申請手続	教育訓練給付金の支給に係る一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に、教育訓練給付金支給申請書に一般教育訓練修了証明書及び一般教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練給付対象者であって、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(特定一般教育訓練受講予定者)は、特定一般教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に担当キャリアコンサルタントがキャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練給付対象者であって、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするもの(専門実践教育訓練受講予定者)は、専門実践教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に担当キャリアコンサルタントがキャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者(教育訓練支援給付金受給予定者)は、専門実践教育訓練を開始する日の1ヶ月前までに、管轄職安所に頭出し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、離職票等を添えて提出しなければならない。
備考	※支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に行わなければならない。ただし、天災その他支給申請書等を提出しなかったことによりやむを得ない理由(交通途絶、教育訓練施設の証明事務の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由)があるときは、受講修了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した後であっても、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に当該支給申請書等を提出しなければならない。	※特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、教育訓練給付金の支給に係る特定一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に、教育訓練給付金支給申請書に特定一般教育訓練修了証明書等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	※専門実践教育訓練給付金(100分の50)の支給申請 支給単位期間について専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、支給申請を行うこととされた期間内に、教育訓練給付金支給申請書に受講証明書等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。 ※専門実践教育訓練給付金(100分の70)の支給申請 専門実践教育訓練を修了し、専門実践教育訓練に係る資格を取得等し、かつ、一般又は高年齢被保険者として雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内(一般被保険者として雇用されている者は、当該専門実践教育訓練を修了し、かつ、当該専門実践教育訓練に係る資格を取得等した日の翌日から起算して1ヶ月以内)に、教育訓練給付金支給申請書に専門実践教育訓練に係る資格を取得等したことの証明等の書類を添えて管轄職安所長に提出しなければならない。	※教育訓練支援給付金の支給申請 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けようとするときは、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日に、管轄職安所に頭出し、教育訓練支援給付金受講証明書に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証(基本手当の受給資格の決定を受けている者は、併せて受給資格者証)を添えて提出しなければならない。ただし、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えないことができる。 ※失業の認定 教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定は、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日にしなければならない。ただし、天災その他当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けることが出来なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ※待期 教育訓練支援給付金は、支援給付金受給資格者が教育訓練支援給付金の受給資格に係る離職後最初に職安所に教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請した日後の支給単位期間において、失業している日(疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。)が通算して7日に満たない間は、支給されない。